別表 1

勤務形態	始業時刻	終業時刻	休憩時間	所定労働時間数	備考
早番1	6時30分	15 時 30 分	1時間	8 時間 00 分	早番手当
早番 2	7時00分	16 時 00 分	1時間	8 時間 00 分	準早番手当
早番 3	7時30分	16 時 30 分	1時間	8 時間 00 分	
早番 4	8時00分	17時00分	1時間	8 時間 00 分	
早番 5	8時00分	12 時 00 分	1時間	3 時間 00 分	
日勤1	8時30分	17時30分	1時間	8 時間 00 分	
日勤2	8時30分	17時00分	1時間	7 時間 30 分	
日勤3	8時30分	16時30分	1時間	7時間00分	
日勤4	9時00分	16時30分	1時間	6 時間 30 分	
日勤5	9時00分	16時00分	1時間	6 時間 00 分	
遅出1	9時30分	18時30分	1時間	8 時間 00 分	
遅出2	9時30分	17時30分	1時間	7 時間 00 分	
遅出3	9時30分	15 時 30 分	1時間	5 時間 00 分	
遅出4	10時00分	19時00分	1時間	8 時間 00 分	
遅出4.5	10時30分	19時30分	1時間	8 時間 00 分	
遅出5	11時00分	20 時 00 分	1時間	8 時間 00 分	準遅番手当
夜勤1	16時30分	9時30分	2 時間	15 時間 00 分	夜勤手当
夜勤2	21時30分	6時30分	1時間	8時間00分	準深夜勤手当
夜勤3	22 時 00 分	7時00分	1時間	8時間00分	深夜勤手当
A半	8時30分	12 時 30 分	0 時間	4 時間 00 分	
B半	13 時 30 分	17時30分	0 時間	4時間00分	

附則

- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- この規程は、令和7年10月1日から施行する。